

平成 19 年度

鹿児島県における市町村合併の実態調査

平成 20 年 3 月 31 日  
鹿児島県市町村課合併・分権推進室

## 目 次

1 調査の目的、内容及び方法 .....	1
(1) 目的 .....	1
(2) 内容 .....	1
(3) 方法 .....	1
2 県内合併市町村の概況 .....	2
(1) 市町村合併の状況 .....	2
(2) 県内市町村の人口規模の状況 .....	4
(3) 新しいまちづくりへの取組状況 .....	5
3 市町村合併の効果 .....	6
(1) 住民サービスの充実等 .....	6
① 住民サービスの対象地域の拡大等 .....	6
② 組織・機構の充実によるサービスの向上 .....	7
③ 施設の整備等によるサービスの向上 .....	8
④ システム整備等によるサービスの維持・向上 .....	9
⑤ 既存施設の有効利用によるサービスの提供 .....	9
(2) 地域コミュニティ等を活用した特色ある取組 .....	10
(3) 地域の振興への取組 .....	11
(4) 組織・体制の充実 .....	12
(5) 県からの権限移譲 .....	13
(6) 財政面における効果 .....	14
① 歳入の状況 .....	14
② 歳出の状況 .....	17
③ その他の指標等 .....	23
4 合併に伴う課題と対応 .....	27
(1) 住民負担・サービスの調整 .....	27
(2) 行財政効率化に向けた取組 .....	28
(3) 合併市町における住民意識の調査等 .....	29
5 市町村合併への県の取組 .....	33
(1) 合併市町への支援 .....	33
(2) 新法下における市町村合併の状況 .....	33
(3) 市町村合併の推進 .....	33

# 市町村合併の実態調査

## 1 調査の目的、内容及び方法

### (1) 目的

「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「旧法」という。）に基づき、本県内では18地区（65市町村）で市町村合併が行われ、「市町村の合併の特例等に関する法律」（以下「新法」という。）の下においても、現在までに2地区（5町）で市町村合併が実現したところである。この結果、平成20年3月31日の市町村数は従来の96団体から46団体となり、「平成の大合併」は関係市町村の自主的・主体的な取組みにより着実に進展しているところであるが、一方で様々な事情により合併に至らず、当面、単独での自治体運営を行う市町村もある。

このようなことから、県としては、合併した市町において速やかに一体性の確立が図られるよう支援を行うとともに、新法下における自主的な市町村合併を、引き続き、推進していく必要があると考えている。

このため、合併市町及び新法下において合併を推進する市町村の今後の参考とする目的として、昨年度に引き続き、市町村合併の実態調査を実施するものである。

### (2) 内容

昨年度は、標準的な合併協定項目のうち、合併前後において協議が難航又は調整に時間を要した項目や現時点において合併市町が合併効果と考えているもの等について調査を実施したが、今年度は、その後の合併市町における一体性の確立に向けた取組や合併効果を生かした行財政の運営状況等について調査を行った。

### (3) 方 法

調査方法については、旧法下の18合併市町に対し文書による照会を行った上で、その結果を基に、昨年10月以降、ヒアリングを実施するとともに、合併前後の財政状況等について、決算統計や県内の市町村が策定した集中改革プラン等から情報収集を行い、とりまとめたものである。

## 2 県内合併市町村の概況

### (1) 市町村合併の状況

鹿児島県における市町村合併の状況は次のとおりである。なお、平成20年11月1日の大口市と菱刈町の合併による伊佐市の誕生により、県内市町村数は従来の96から45になることとなっている。

## 市町村合併の状況（平成20年3月31日現在）

### ○旧法下の合併市町：18市町（旧65市町村）

新市町名	合併年月日	旧市町村名
薩摩川内市	平成16年10月12日	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村（1市4町4村）
鹿児島市	平成16年11月1日	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町（1市5町）
さつま町	平成17年3月22日	宮之城町、鶴田町、薩摩町（3町）
湧水町	平成17年3月22日	栗野町、吉松町（2町）
錦江町	平成17年3月22日	大根占町、田代町（2町）
南大隅町	平成17年3月31日	根占町、佐多町（2町）
日置市	平成17年5月1日	東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町（4町）
曾於市	平成17年7月1日	大隅町、財部町、末吉町（3町）
肝付町	平成17年7月1日	内之浦町、高山町（2町）
いちき串木野市	平成17年10月11日	串木野市、市来町（1市1町）
霧島市	平成17年11月7日	国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町（1市6町）
南さつま市	平成17年11月7日	加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町、金峰町（1市4町）
鹿屋市	平成18年1月1日	鹿屋市、輝北町、串良町、吾平町（1市3町）
指宿市	平成18年1月1日	指宿市、山川町、開聞町（1市2町）
志布志市	平成18年1月1日	松山町、志布志町、有明町（3町）
出水市	平成18年3月13日	出水市、野田町、高尾野町（1市2町）
奄美市	平成18年3月20日	名瀬市、住用村、笠利町（1市1町1村）
長島町	平成18年3月20日	東町、長島町（2町）

### ○新法下の合併市町（予定を含む）：3市町（旧7市町）

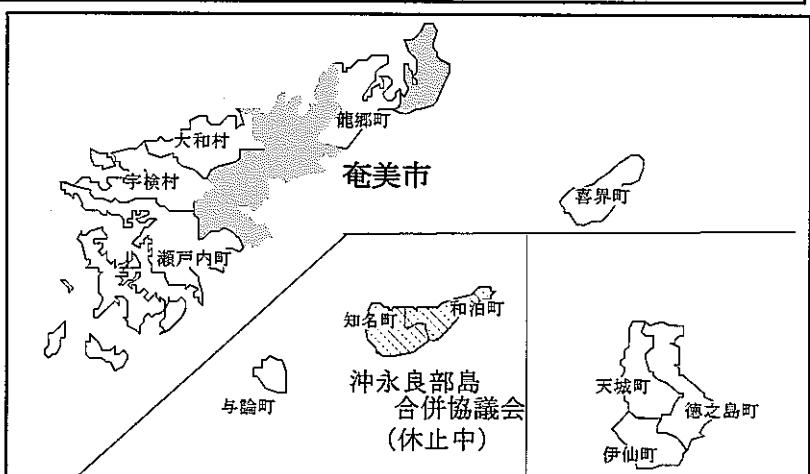
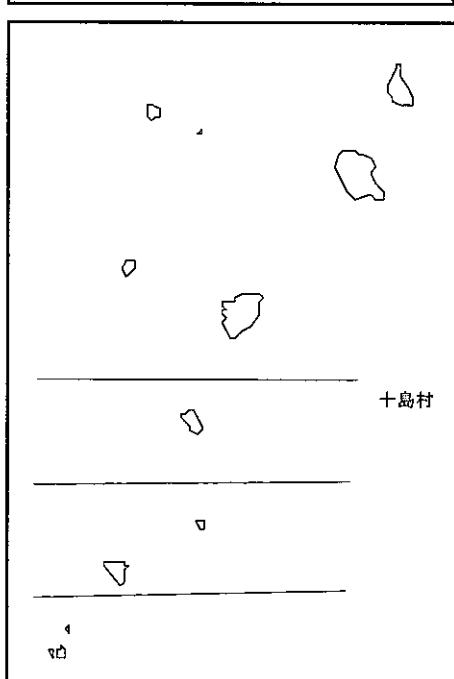
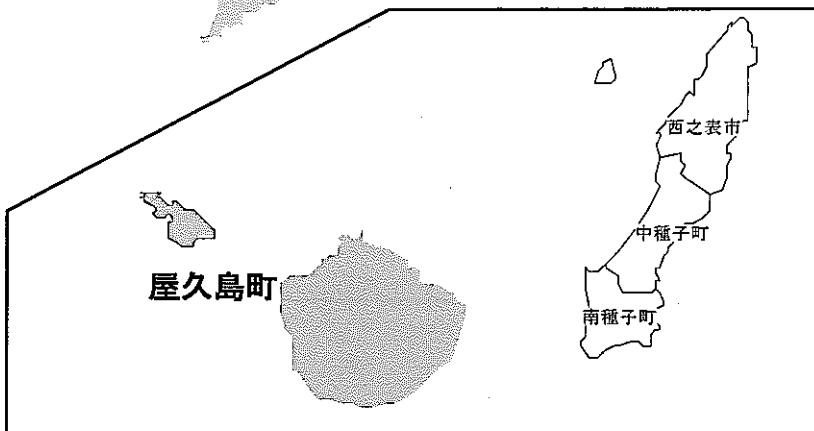
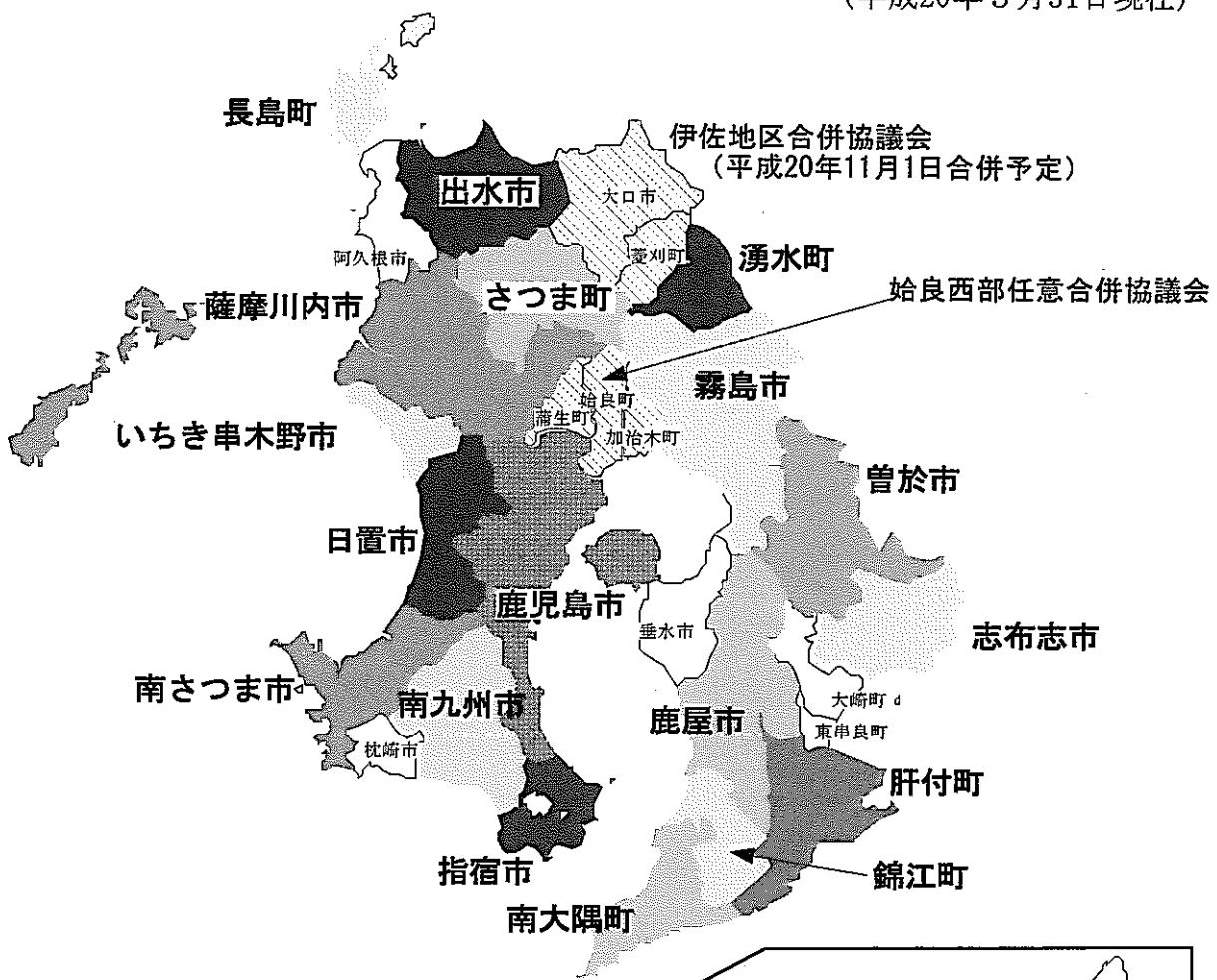
新市町名	合併年月日	旧市町村名
屋久島町	平成19年10月1日	上屋久町、屋久町（2町）
南九州市	平成19年12月1日	顕娃町、知覧町、川辺町（3町）
伊佐市	平成20年11月1日（予定）	大口市、菱刈町（1市1町）

### ○合併に至っていない市町村：24市町村

枕崎市、阿久根市、西之表市、垂水市、三島村、十島村、加治木町、姶良町、蒲生町、大崎町、東串良町、中種子町、南種子町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
---

## 市町村合併の状況

(平成20年3月31日現在)



## (2) 県内市町村の人口規模の状況

人口1万未満の団体は、平成16年4月1日時点においては、96市町村のうち58町村(60.4%)となっていたが、平成20年11月1日時点においては45市町村のうち12町村(26.7%)と減少し、市の数が4つ増えるとともに、人口10万以上の団体が新たに3つ誕生するなど、一定の規模拡大が図られている。

### 県内市町村の人口規模の状況

(平成16年4月1日現在 96市町村)

(14市73町9村)

区分	5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上
団体数	(24.0) 23	(36.4) 35	(30.2) 29	(5.2) 5	(3.2) 3	(1.0) 1
累計	(24.0) [20.9] 23	(60.4) [47.6] 58	(90.6) [78.1] 87	(95.8) [86.2] 92	(99.0) [93.2] 95	(100.0) [100.0] 96

(平成20年1月30日告示済みベース 45市町村)

(18市23町4村)

区分	5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上
団体数	(8.9) 4	(26.7) 12	(31.1) 14	(20.0) 9	(4.4) 2	(8.9) 4
累計	(8.9) 228 [12.8] 4	(35.6) 255 [27.1] 16	(66.7) 496 [54.8] 30	(86.7) 266 [69.7] 39	(91.1) 277 [85.3] 41	(100.0) 263 [100.0] 45
該当市町村	宇検村 大和村 十島村 三島村	南大隅町 中種子町 喜界町 和泊町 蒲生町 伊仙町 東串良町 知名町 天城町 南種子町 龍郷町 与論町	さつま町 枕崎市 阿久根市 加治木町 垂水市 肝付町 西之表市 大崎町 屋久島町 徳之島町 湧水町 長島町 瀬戸内町 錦江町	奄美市 指宿市 姶良町 曾於市 南九州市 南さつま市 志布志市 いちき串木野市 伊佐市	出水市 日置市	鹿児島市 (604,367) 霧島市 (127,309) 鹿屋市 (106,208) 薩摩川内市 (102,370)

(注) 1 人口は、直近の国勢調査（上表：平成12年、下表：平成17年）による。

2 各欄の( )書は構成比(各区毎に計算(四捨五入)しているため、合計が一致しない場合がある)。

3 該当市町村の欄の( )書は人口。

4 [ ] 書は全国の数値。

### (3) 新しいまちづくりへの取組状況

合併市町においては、合併協議において策定した市町村建設計画または合併市町村建設計画に基づく新たなまちづくりとともに、新市町の総合計画策定にも取り組まれている。旧法下の合併市町においてはほとんどが平成19年度までに策定されるなど、更なる広域的なまちづくりや一体性の確立に向けた取組が進められているところである。

#### 【合併市町の総合計画策定状況】

合併市町名	合併年月日	策定状況	策定時期
薩摩川内市	平成16年10月12日	策定済	平成18年 3月
鹿児島市	平成16年11月 1日	策定済	平成17年10月
さつま町	平成17年 3月22日	策定済	平成18年 3月
湧水町	平成17年 3月22日	策定済	平成18年 3月
錦江町	平成17年 3月22日	策定済	平成18年 3月
南大隅町	平成17年 3月31日	策定済	平成18年 3月
日置市	平成17年 5月 1日	策定済	平成18年 4月
曾於市	平成17年 7月 1日	策定済	平成18年 3月
肝付町	平成17年 7月 1日	策定済	平成18年10月
いちき串木野市	平成17年10月11日	策定済	平成19年 3月
霧島市	平成17年11月 7日	策定済	平成20年 3月
南さつま市	平成17年11月 7日	策定済	平成19年 4月
鹿屋市	平成18年 1月 1日	策定済	平成20年 3月
指宿市	平成18年 1月 1日	策定中	平成20年度中
志布志市	平成18年 1月 1日	策定済	平成19年 3月
出水市	平成18年 3月13日	策定済	平成20年 3月
奄美市	平成18年 3月20日	一	平成20年度予定
長島町	平成18年 3月20日	策定済	平成19年 3月
屋久島町	平成19年10月 1日	一	平成20年度予定
南九州	平成19年12月 1日	一	平成20年度予定

### 3 市町村合併の効果

#### (1) 住民サービスの充実等

旧法下の合併市町においては、合併前の旧市町村で行われていた様々な住民サービスの調整を行い、全体としての行政サービスが低下しないよう、更には向上するよう、創意・工夫のある取組がなされているところである。

##### ① 住民サービスの対象地域の拡大等

合併市町において、合併前的一部の市町村で行われていたサービスで住民のニーズにあったものについて、合併後の新市町全域に拡大したり、旧市町村全てで行っていたサービス水準を引き上げることで、住民サービスの充実が図られた例が多く見られる。

また、新たなまちづくりへの取組等を積極的に住民に広報するため、ほとんどの合併市町において、広報誌の紙面の充実や発行回数の増加などに取り組まれている。

##### 【住民サービスの対象地域の拡大等の主な事例】

薩摩川内市	<ul style="list-style-type: none"><li>旧東郷町の事業をベースに住宅取得補助金を交付しており、市全体として定住促進を図ることができるようになった。</li></ul>
鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"><li>合併前、旧鹿児島市だけで実施していた敬老特別乗車証交付事業や友愛特別乗車証交付事業、友愛タクシー券交付事業を新市全体で実施することとした。</li><li>独居の重度障害者及び高齢者に対する給食サービスについて、旧鹿児島市は昼のみ、他の5町は昼夜実施していたが、新市全体において昼夜実施することとした（実施方法、利用者負担等の制度は鹿児島市の制度を適用）。</li></ul>
日置市	<ul style="list-style-type: none"><li>旧町においては1回／2月発行していた広報紙の発行を1回／1月とし、住民への情報提供の充実が図られた。</li></ul>
湧水町	<ul style="list-style-type: none"><li>旧栗野町で実施されていた「ふるさとバス運行事業」を、旧吉松町区域まで拡大しており、小中学校の通学や高齢者に利用されており、利用客数も徐々に伸びてきている。</li></ul>
肝付町	<ul style="list-style-type: none"><li>旧町のいずれかで実施していた高齢者給食宅配サービス事業、子育て支援事業について、合併後は新町全域で制度を導入している。</li></ul>
霧島市	<ul style="list-style-type: none"><li>平成18年4月から、乳幼児医療費助成について、医療費が無料となる対象を0歳から3歳未満へ引き上げた（平成18年度は6,800世帯116百万円を助成）。</li></ul>
南さつま市	<ul style="list-style-type: none"><li>旧市町毎に運行されていたコミュニティバスについて、実態調査や対策会議等における検討結果等を踏まえ見直しを行い、より活用しやすいものとした。</li><li>合併前的一部の市町で実施していたはり・灸助成事業などを新市全体で実施することとした。</li></ul>
指宿市	<ul style="list-style-type: none"><li>交通弱者対策として、旧指宿市にあった市内循環バス「イッシーバス」を市内全域に拡大した（山川・開聞地区は現在試験導入中）。</li><li>健康増進を図るために、旧指宿市で導入していた市内の高齢者などが対象の砂むし温泉の無料入浴事業を、合併後に新市全域に拡大した。また、利用状況を踏まえた対象年齢と利用回数の見直しを行うことで、住民サービスの充実・維持を図っている。</li></ul>

## ② 組織・機構の充実によるサービスの向上

町が合併して市になった場合、福祉事務所が設置されることとなるなど、新たな部署の設置や専門職員の配置により、合併前には対応できなかった分野を所管したり、より専門的な業務への対応など、地域の実情に応じたサービスの提供が可能になった事例をはじめ、合併市町においては、組織・機構の充実により住民サービスの向上が図られている。

また、合併による地域の広域化に伴うサービスの低下を防ぐため、支所機能が維持されている。

更に、県においては平成17年7月に策定した権限移譲プログラムに基づき、権限移譲を推進しているところであるが、全ての合併市町が県からの権限移譲を受け入れており、特に10万市においては建築確認の事務が行われることとなるなど、基礎自治体としての能力の拡充への取組も着実に進められつつあるところである。

### 【組織・機構の充実によるサービスの向上の主な事例】

鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"><li>支所では支所長の権限の下で市民相談、戸籍、税務等の業務を所管するとともに、建設・農林・福祉など専門性が高い分野については、組織としては専門の管理者の下に置きながら、地域住民への利便性を確保するために、支所庁舎内に出先機関を設置し、住民生活に密着した行政サービスを提供している。</li><li>合併により充実した豊かな自然、各地域の特色ある農林水産資源を最大限に活用し、農林水産業の更なる振興を図るため、農林部の組織を再編した。(平成18年度)</li></ul>
南大隅町	<ul style="list-style-type: none"><li>町内9小学校の複式学級に、補助教員(嘱託4名)を配置し、児童の能力の向上と学力の定着が図られた。</li><li>経済課に野菜と果樹の専門技術員の雇用を行った(嘱託2名)ことにより、主幹産業である農業振興を図る体制の充実が図られた。</li></ul>
霧島市	<ul style="list-style-type: none"><li>市民サービスセンター「コア・よか」に、年末年始を除く毎日10時~19時まで常時3名が常駐(市職員2名、臨時職員3名)し、窓口業務を実施しており、各種証明書の発行や収納業務を行っている。</li><li>平成19年7月から業務を行っているが、徐々に利用件数は増加してきている。(7月260件→10月568件)</li><li>本庁舎の1階で係長級以上の職員が交代で総合案内を行う「フロアマネージャー」制度を設けた。現在試行中であり、今後も継続される見込みである。</li></ul>
志布志市	<ul style="list-style-type: none"><li>市制施行に伴う「福祉事務所の設置」等において、住民サービスが向上した。</li><li>各校区等で「ふれあい移動市長室」を実施し、直接住民の意見を伺うことで、住民サービスに対するニーズを把握とともに、市政に対する理解を求めている。</li></ul>
長島町	<ul style="list-style-type: none"><li>平成19年4月に県からの福祉関連事務の権限移譲を受けるため、福祉事務所を設置したところであり、様々な福祉サービスに対する相談に対応するなど、福祉サービスが充実した。</li></ul>

### ③ 施設の整備等によるサービスの向上

合併市町においては、合併市町村補助金や合併特例債、合併特例交付金等も有効に活用しながら、新市町の交流促進を図るための道路整備や旧市町村間の格差是正のための各種施設の整備等により、住民サービスの向上が図られている。

#### 【施設の整備等によるサービスの向上の主な事例】

薩摩川内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の市町村合併特例交付金を活用し、クリーンセンターを整備し、環境衛生面でのサービスの向上が図られた。</li> </ul>
鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の合併市町村補助金を活用し、消防拠点のなかった松元及び郡山地域に拠点を新設し、消防体制の充実と消防車、救急車のレスポンスタイムの短縮が図られた。</li> </ul>
さつま町	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併特例債や国の合併市町村補助金を活用し、旧町間を連絡する主要道路へのアクセス町道整備を行い、新町の交流・連携のための基盤整備が図られた。</li> </ul>
湧水町	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の合併市町村補助金を活用し、シルバーケアセンターを整備し、高齢者の生き甲斐づくりの場を充実させることができた。</li> </ul>
錦江町	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の合併特例交付金を活用し、給食センターの大規模改修を行い、学校給食の充実が図られた。</li> </ul>
南大隅町	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の合併市町村補助金や県の特例交付金を活用し、レクレーション施設等の改修を行い、住民の交流の場を充実させることができた。</li> </ul>
日置市	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併特例債を活用し、物産館の増築を行い、合併に伴い圏域が拡大した各地の物産を販売することが可能となり、新市の住民交流の場として充実が図られた。</li> </ul>
曾於市	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の合併市町村補助金を活用し、福祉施設、生涯学習施設、健康管理施設の整備を行い、福祉・保健面でのサービスの充実が図られた。</li> </ul>
肝付町	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の合併市町村補助金を活用し、小中学校の施設整備を行い、学校教育環境の充実が図られた。</li> </ul>
いちき串木野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併特例債を活用し、防災行政無線の整備を行い、防災面でのサービスの充実が図られた。</li> </ul>
霧島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の合併特例交付金を活用し、隼人総合支所の改修を行い、住民が使いやすいようにバリアフリー化を図った。</li> </ul>
南さつま市	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の合併市町村補助金を活用し、常備消防設備として、患者監視モニターや超短波無線電話の設置することにより統一した機材配備で、迅速な救助活動が行えるようになった。</li> </ul>
鹿屋市	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併特例債を活用し、産業支援センターを整備し、農林水産物など新市の豊かな資源を生かした起業や事業拡大を図るための相談体制や情報提供の充実が図られた。</li> </ul>
指宿市	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の合併市町村補助金を活用し、ゴミ焼却施設を整備し、合併後の需要増加に対応することにより、環境衛生面のサービスの充実が図られた。</li> </ul>
志布志市	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併特例債を活用し、体育施設や文化施設の整備を行い、住民の交流の場の充実が図られた。</li> </ul>
出水市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の合併特例交付金を活用し、小中学校にパソコンを整備し、学校教育環境の充実</li> </ul>
奄美市	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の合併市町村補助金及び県の合併特例交付金を活用し、市内各所を結ぶためのバスを購入し、運行することにより、交流ネットワークの充実が図られた。</li> </ul>
長島町	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の合併市町村補助金及び県の合併特例交付金を活用し、小中学校の施設整備を行い、学校教育環境の充実が図られた。</li> </ul>

#### ④ システム整備等によるサービスの維持・向上

合併市町においては、合併後の業務に対応するための電算統合はもとより、様々なシステム整備を積極的に進め、広域化する市町の利便性の維持を図るとともに、事務の効率化や住民サービス向上が図られている。これらの取組は今後進められる行財政改革に関しても有効に活用されるものと考えられる。

##### 【システム整備等によるサービスの維持・向上の主な事例】

薩摩川内市	<ul style="list-style-type: none"><li>平成19年度から本土の本庁・支所等に住民票の自動交付機を設置（交付手数料は窓口交付より50円安くした）し、窓口業務の簡素化が図られた。</li><li>テレビ電話による本庁・支所間の相談システムを設置し、合併による業務拡大に対するサービス水準の維持が図られた。</li><li>支所・地区コミュニティセンターへ議会中継を行っており、各地区に関する質問が出されているときは視聴率も高い。</li></ul>
鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"><li>合併前の市及び一部の旧町で設置されていた公衆端末を、未設置だった旧町地域にも設置したことにより情報格差の是正が図られた。</li></ul>
肝付町	<ul style="list-style-type: none"><li>土地評価システムと地籍情報システムを連動させるとともに、GISを導入することで、住民によりわかりやすく情報を提供することができるようになった。</li></ul>
鹿屋市	<ul style="list-style-type: none"><li>現在、策定中の総合計画において、市全域をカバーする防災情報システムの構築やブロードバンド環境の未整備地域の解消を位置づける予定</li></ul>
奄美市	<ul style="list-style-type: none"><li>合併特例法下での支援プランの活用により、インターネットの整備や電算統合などが行われ、窓口業務等の利便性が向上した。</li></ul>

#### ⑤ 既存施設の有効利用によるサービスの提供

合併市町においては、合併前の旧市町村地域になかった施設を合併後に新市町の全ての住民が活用できるようになった例や合併後に不要になった旧市町村の役場の空きスペースを有効に活用する例など、既存施設の有効利用が図られている。

##### 【既存施設の有効利用によるサービスの充実の主な事例】

鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"><li>美術館をはじめとする教育施設の観覧料等の減免措置が、合併後の新市に適用されたため、一般市民及び小・中学生へのサービスが拡大された。</li><li>合併に伴い使用されなくなった旧5町の議場をコンサート会場として活用し、身近な場所で芸術に親しむことのできる機会を提供している。</li></ul>
曾於市	<ul style="list-style-type: none"><li>旧末吉町の移動図書館、旧財布町の遠距離通学費の補助制度を全地域に拡大している。</li></ul>
鹿屋市	<ul style="list-style-type: none"><li>図書館等の文化施設の幅が広がり、住民が享受できるメニューが拡大した。</li></ul>
志布志市	<ul style="list-style-type: none"><li>旧志布志町で導入されていた「図書館システム」を市内全域に導入することで、共通のサービスが提供できるようになった。</li></ul>
奄美市	<ul style="list-style-type: none"><li>合併後、広域化した体育施設などの公共施設の一体的な利用により、利便性が向上した。</li></ul>

## (2) 地域コミュニティ等を活用した特色ある取組

合併市町における新しいまちづくりへの積極的な取組により、地域コミュニティ等が自主的に地域の特性に応じた取組を始めるなど、今後の住民の行政参加や「共生・協働の地域社会づくり」にもつながるものと期待される。

### 【地域コミュニティ等を活用した特色ある取組の主な事例】

薩摩川内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校区を基本とした48のコミュニティ協議会を発足させ、地区ごと地区振興計画を17年10月に策定した。現在、コミュニティ協議会間の交流も行われている。</li> </ul>
鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧鹿児島市の自主防火組織制度の防火協力会等が合併町においても結成され、自主防火体制の充実が図られた。</li> </ul>
南大隅町	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併後、根占地区の4自治会が、自主的に1集落（中別府自治会）に統合し、棒踊り等の伝統芸能の継承活動を行っている。</li> </ul>
日置市	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会の規模に格差があり、小規模な自治会は活動に支障があることから、自治会数を平成17年度の274から平成22年度には195にすることを目処として、自治会再編を進めており、現時点において50程度減少した。</li> </ul>
曾於市	<ul style="list-style-type: none"> <li>むらづくり委員会、女性団体、農業後継者、青年団など市全域の各種団体による地域づくり団体協議会（加盟団体22）を発足し、旧財部町における道路清掃などボランティア活動の取り組みを全地域に拡大することにしている。</li> </ul>
いちき串木野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>冠岳地区において、各自治公民館（5公民館）で作っていた自主防災組織を、地区単位での自主防災組織として再結成した。</li> <li>荒川地区において、合併後に地区内の農地の荒廃化を防ぐため、集落営農組織が設立された。</li> </ul>
霧島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各地区において、各自治公民会が防犯パトロール隊を結成。他にも市職員や議會議員、京セラ工場職員等も同様の取組を行っている。現在、72団体7,896名の隊員があり、各団体への支援としては、帽子や旗などの現物支給（上限5万円）を行っている。</li> </ul>
志布志市	<ul style="list-style-type: none"> <li>しぶし創年団安全パトロール隊による「青パト巡回」などの安全・安心のまちづくりの取組みや、さんふらわあを利用した青年団主体の出会いサポート事業などが行われている。</li> <li>市が声かけをして「NPO等連絡協議会」を設立し、市内にある6NPOの連携を図っている。</li> <li>「FMしぶし」が開局し、災害時の放送や市報の読み聞かせなど、行政と連携した活動を行っている。</li> </ul>
出水市	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併前に隣接していた旧出水市と旧高尾野町の自治会が、合併し一つの自治会になり、より充実した自治会活動が可能となった。</li> <li>NPOによる旧野田町の野田郷や旧出水市の武家屋敷観光の取り組みなどがみられる。</li> </ul>
奄美市	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人が地域の振興や住民の生活文化の向上を図るために地域FM放送を開局している。地域を主眼においた放送内容となっており、地域の防災情報をリアルタイムで流すなど、行政とも連携を図っている。</li> </ul>

### (3) 地域の振興への取組

合併市町においては、新市町における各種産業のポテンシャルの向上等を活用し、新しいまちづくりや地域の振興に取り組んでいる。

#### 【地域の振興への取組の主な事例】

鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"><li>合併により一体的な活用が可能となった豊かな自然、各地域の特色ある農林水産資源を最大限に活用し、農林水産業の更なる振興を図るため、農林部の組織を再編し、対応することとなった（平成18年度）。</li></ul>
さつま町	<ul style="list-style-type: none"><li>旧町体育協会も合併し、旧町ごとに開催していた社会体育行事等についても一本化を進め（体育祭等）、町より補助金を交付し、町体育協会主催として実施し、自主運営、組織の充実を図っている。</li></ul>
錦江町	<ul style="list-style-type: none"><li>合併により向上した産業ポテンシャルを活かし、観光物産館を整備し、農業者や農産品加工グループで組織する「錦の里出荷者協議会」が運営を行っている。</li></ul>
肝付町	<ul style="list-style-type: none"><li>旧町の「やぶさめ祭り」「ロケット祭り」といったメインイベントばかりでなく、地域ごとに伝承されてきたイベントなどが、新まちのイベントとして広く広報紙等で情報発信されたことで参加者が増え、規模が大きくなるとともに充実してきた。</li></ul>
指宿市	<ul style="list-style-type: none"><li>合併により、旧市町の観光資源が集約されたことにより、観光ポテンシャルが向上したことから、より幅広い観光振興を図ることが可能となった。</li></ul>
志布志市	<ul style="list-style-type: none"><li>旧志布志町で実施していた地域振興の組織である「ふるさとづくり委員会」を市内全域の各校区等に設置して自立的な振興策について協議を行っている。この振興策については、市としても1件あたり50万円（採択あり）の事業費補助を行っている。</li></ul>

#### (4) 組織・体制の充実

合併に伴い、組織の見直しが行われており、新たな課や係が新設されるなど、多くの分野において専門化を進めるとともに、行財政の効率性を高めるため、課等の廃止・統合も行われ、組織・体制の充実が図られている。

また、各種研修の実施など、人材育成にも取り組まれている。

今後、このような組織・体制の充実は、地方分権が進む過程において権限移譲等による市町の能力拡充、住民サービスの向上に寄与するものと考えられる。

##### 【組織・体制の充実の主な事例】

湧水町	<ul style="list-style-type: none"><li>保健・医療・福祉部門の一元化を図るため、保健衛生課内に「すこやか推進室」を設置し、各課の保健師を集約</li><li>積極的な行革を進めるため、総務課内に「行政改革推進係」を設置 など</li></ul>
南大隅町	<ul style="list-style-type: none"><li>主幹産業である農業振興のため、経済課に野菜と果樹の専門技術員の雇用（嘱託2名）など</li></ul>
日置市	<ul style="list-style-type: none"><li>職階に求められる知識等の習得と職員の職務能力開発のため、業務に役立つ研修を自ら学ぶチャレンジ研修を実施</li><li>課長・係長の昇格試験制度の導入 など</li></ul>
曾於市	<ul style="list-style-type: none"><li>地域協働に取り組むため、企画課の「男女共同参画係」に窓口を設置</li></ul>
いちき串木野市	<ul style="list-style-type: none"><li>地域防災及び地域活性化等の充実を図るために「自治振興課」を設置</li><li>人材育成基本方針の策定 など</li></ul>
南さつま市	<ul style="list-style-type: none"><li>行政改革を進めるための意識改革研修や人材育成のための職員研修の実施 など</li></ul>
鹿屋市	<ul style="list-style-type: none"><li>行財政改革を強力に推進するため、「財政改革推進室」及び「教育改革推進室」を設置</li><li>平成20年1月より「行財政改革推進本部」を設置 など</li></ul>
指宿市	<ul style="list-style-type: none"><li>合併後の効率的な組織機構の見直しに取り組むため、平成19年度に行政改革推進室を再編し、「行政評価係」を新設</li><li>民間のコスト意識や効率的な組織づくり、人づくりに関する能力開発のため、民間企業への派遣研修(半年間1名)を実施 など</li></ul>
出水市	<ul style="list-style-type: none"><li>「組織機構改革方針」(平成18年度から平成22年度まで)を策定</li><li>各部の主管課機能をもつ「政策室」、「子ども課」、「契約検査課」を新設 など</li></ul>

## (5) 県からの権限移譲

権限移譲については、合併による市町村の規模・能力の拡充に伴い、住民サービスの向上や市町村行政の充実を図る観点から、平成17年7月に策定した県の「権限移譲プログラム」に基づき積極的な推進に努めており、平成20年4月までに全ての合併市町を含む44市町村に317事務を移譲することとなるなど、一定程度、進捗している。合併市町においては、建築主事を置いて建築確認事務を行う市や、福祉事務所を設置して生活保護事務などを行う町など、住民サービスの向上等を図る観点から積極的に取り組まれているが、合併後のまちづくりや徹底した行財政改革に向けた取組と同時に権限の受入を検討する必要があることから、現時点においては、取組が遅れているところもある。

### 【市町村別の移譲の受入状況（平成20年4月時点）】

#### ●合併市町の受入状況

市町村名	合計		
	法令数	項目数	事務数
鹿児島市	4	5	19
鹿屋市	14	15	176
出水市	6	7	33
指宿市	8	9	50
薩摩川内市	14	15	176
日置市	5	6	14
曾於市	2	3	5
霧島市	15	16	190
いちき串木野市	6	7	97
南さつま市	6	7	104
志布志市	2	3	7
奄美市	1	1	7
南九州市	2	2	13
さつま町	2	3	5
長島町	7	7	48
湧水町	2	2	4
錦江町	2	3	12
南大隅町	1	1	3
肝付町	2	3	83
屋久島町	1	1	3

受入事務数の平均 52.45

#### ●未合併市町村の受入状況

市町村名	合計		
	法令数	項目数	事務数
枕崎市	4	5	9
阿久根市	4	5	37
大口市	7	8	27
西之表市	5	6	99
垂水市	3	4	23
三島村	1	1	3
十島村	4	5	18
菱刈町	4	5	96
加治木町	1	1	3
姶良町	5	7	22
蒲生町	—	—	—
大崎町	7	8	43
東串良町	—	—	—
中種子町	1	1	3
南種子町	1	1	3
大和村	2	3	5
宇検村	1	1	3
瀬戸内町	3	4	8
龍郷町	1	1	3
喜界町	1	1	3
徳之島町	2	3	5
天城町	1	1	10
伊仙町	1	1	3
和泊町	3	4	15
知名町	8	10	116
与論町	1	1	3

受入事務数の平均 21.54

## (6) 財政面における効果

市町村合併による財政面における影響を見るため、本県内において平成の大合併が始まる前の平成15年度と、旧法下の合併が終了した後の平成18年度の決算状況を比較すると、次のような効果があつたことがうかがえる。

- 行政規模の拡大により、投資的経費の減少幅を抑え、社会资本整備や行政サービスの維持への対応が可能となっている。
- 財政力指数の改善幅が大きく、スケールメリットが働き、歳入歳出のバランス面での財政力の向上が図られている。

(単年度間の決算比較であり、年度ごとの各市町村の特殊事情もあることから、合併市、合併町、未合併市、未合併町村の枠組み（以下、「区分」という）で、あくまでも目安として比較したものである。)

### ① 岁入の状況

歳入額全体としては、国の三位一体改革により一段と厳しくなった財政環境とともに、全ての市町村において財政改革が進められていることなどから、全団体において減少しているが、未合併の団体において9%を超える減少に対して、合併団体が3%弱の減少にとどまっているのは、合併市町に対する合併算定替や国庫及び県支出金などの財政支援が影響しているものと考えられる。

なお、歳入総額の大きな比率を占める地方税、地方交付税、国庫及び県支出金の状況を見ると、次頁以下のようになっている。

また、各区分における歳入の財源別内訳については【参考資料1】(24頁)に示した。

歳入額比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	552,687,553	540,725,528	▲ 2.16
	町	62,883,804	58,506,504	▲ 6.96
	計	615,571,357	599,232,032	▲ 2.65
未合併 団体	市	54,227,297	49,568,004	▲ 8.59
	町村	157,773,227	143,140,414	▲ 9.27
	計	212,000,524	192,708,418	▲ 9.10
合計		827,571,881	791,940,450	▲ 4.31

### ア 地方税

地方税については、税制改正や景気の改善等により全体としては、6%程度の増加となっており、合併団体と未合併団体で大きな差異は見られない。

未合併市だけが3%弱の増加にとどまっているが、これは一部の団体において、災害復旧関連の公共工事の減少に伴い、平成16年度以降の地方税が減少した影響が大きく反映されたためであり、その他の未合併市については、他の市町村と同程度の増加となっている。

地方税比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	133,630,488	141,693,788	6.03
	町	6,144,596	6,513,580	6.01
	計	139,775,084	148,207,368	6.03
未合併 団体	市	8,388,158	8,610,700	2.65
	町村	19,188,969	20,279,622	5.68
	計	27,577,127	28,890,322	4.76
合計		167,352,211	177,097,690	5.82

### イ 地方交付税

地方交付税については全体として4.5%程度の減少となっており、三位一体改革や地方財政計画の歳出の抑制等の影響が出ていると考えられる。

合併町は2%弱の減少、また、合併市においては5%近い減少であるものの、中核市を除く合併市では1%未満の減少と、合併団体においては減少の幅が少なくなっている。これは、市町村合併による福祉事務の拡大や、一部の合併団体において一時的に大きくなった合併後の電算統合等の経費に対して交付税が措置されたためと考えられる。

地方交付税比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	151,233,891	143,722,459	▲ 4.97
	町	25,997,314	25,557,760	▲ 1.69
	計	177,231,205	169,280,219	▲ 4.49
未合併 団体	市	21,065,438	20,049,487	▲ 4.82
	町村	62,862,409	60,251,787	▲ 4.15
	計	83,927,847	80,301,274	▲ 4.32
合計		261,159,052	249,581,493	▲ 4.43

## ウ 国庫及び県支出金

国庫及び県支出金については、全体としては5%弱の減少となっているが、合併団体が3%弱増加しているのに対して、未合併団体への国庫及び県支出金については、約24%の減少となっており、大きな差異が見られる。

合併市に対しては国庫支出金が2.7%，県支出金が1.2%，合併町に対しては国庫支出金が10.5%，県支出金が4.6%の増加となっており、国・県における合併支援プランに基づく重点支援の効果が反映したものと考えられる（参考資料1（24頁）参照）。

国庫及び県支出金比較

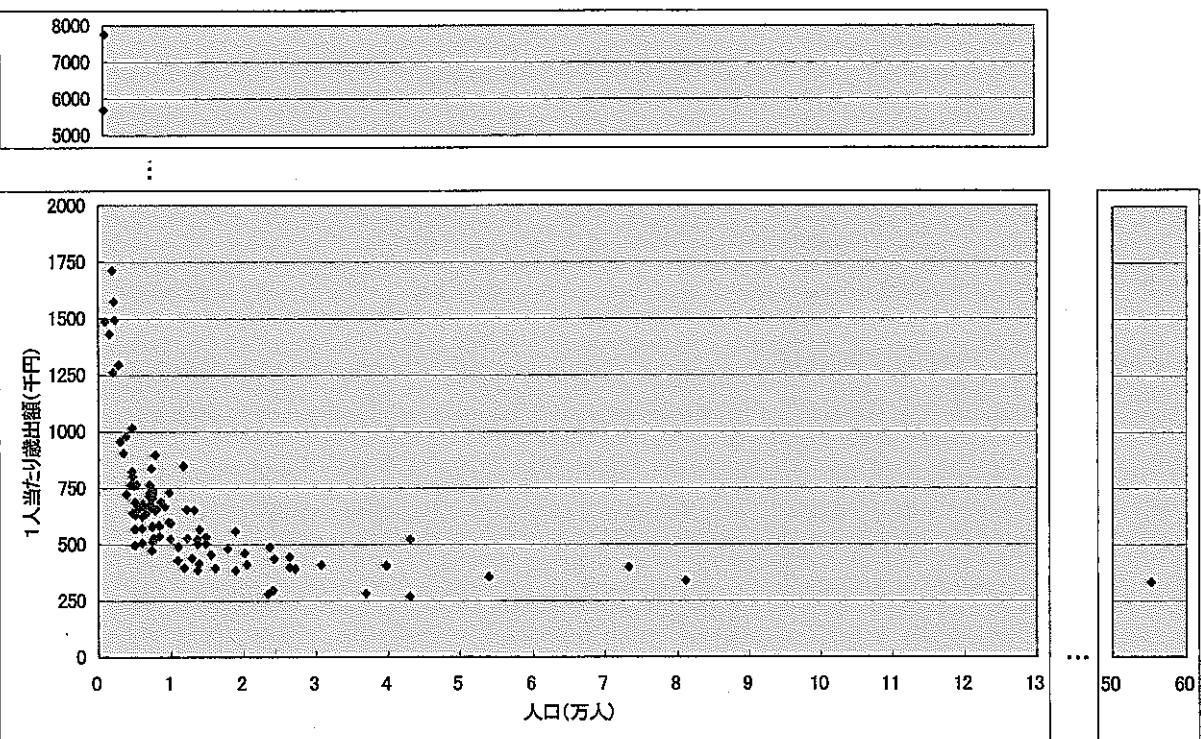
		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	96,064,944	98,220,950	2.24
	町	9,680,801	10,365,306	7.07
	計	105,745,745	108,586,256	2.69
未合併 団体	市	10,039,051	8,355,514	▲ 16.77
	町村	29,767,368	21,865,007	▲ 26.55
	計	39,806,419	30,220,521	▲ 24.08
合計		145,552,164	138,806,777	▲ 4.63

## ② 歳出の状況

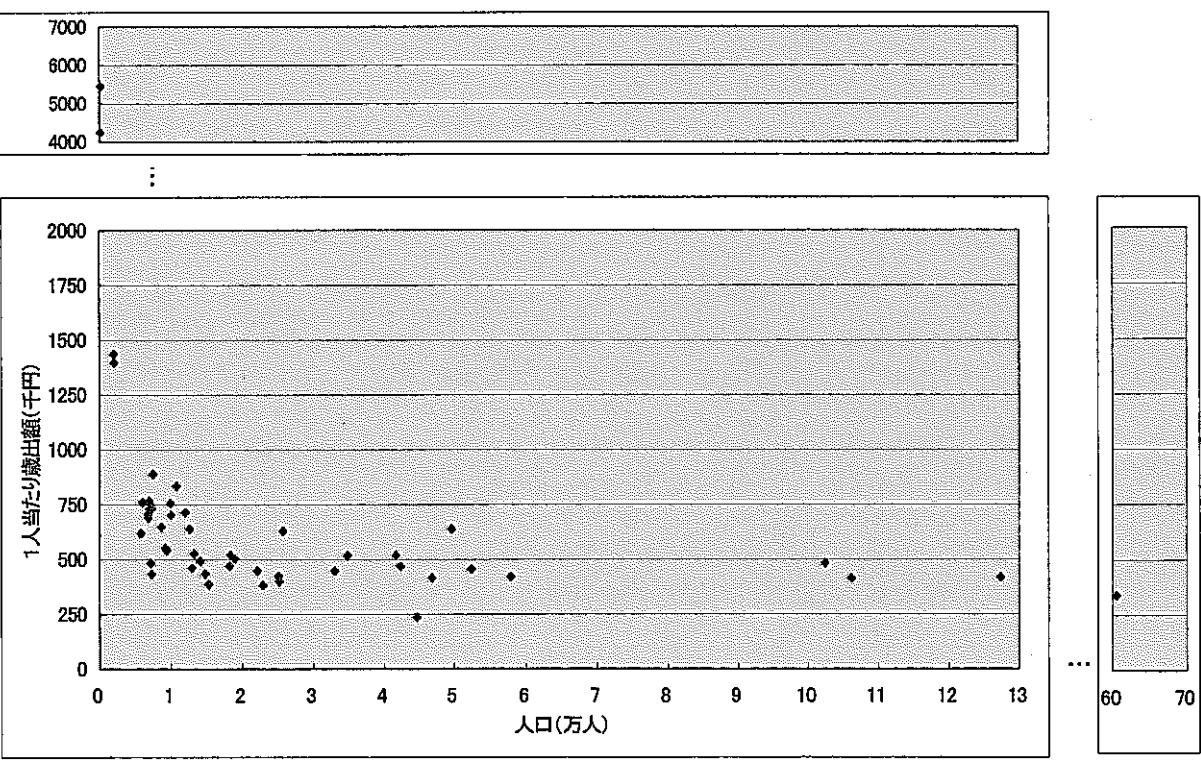
### ア 人口一人あたりの歳出額

人口一人当たりの歳出額を見ると、平成15年度決算においては50万円を超える団体が67団体（全体の約70%）であるのに対し、平成18年度決算においては28団体（同57%）と、39団体減少しており、市町村合併に起因した財政面での効率化の効果が認められる。

人口1人当たり歳出額(平成15年度決算)



人口1人当たり歳出額(平成18年度決算)



#### イ 歳出総額

歳出額についても、歳入と同様に全市町村において減少しているが、未合併団体の減少率が10%近いのに対し、合併団体においては合併後のまちづくりのための歳出があることから、合併市においては2%，合併町においては6%弱の減少にとどまっている。

なお、各区分における歳出の性質別内訳については【参考資料2】(25頁)に示した。

歳出額比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	534,384,405	523,775,246	▲ 1.99
	町	60,170,739	56,699,622	▲ 5.77
	計	594,555,144	580,474,868	▲ 2.37
未合併 団体	市	53,386,182	48,488,747	▲ 9.17
	町村	154,150,931	139,247,587	▲ 9.67
	計	207,537,113	187,736,334	▲ 9.54
合計		802,092,257	768,211,202	▲ 4.22

#### ウ 義務的経費

義務的経費については合併市だけが増加しているが、これは合併市において所管する福祉事務が増加したことにより、扶助費が増加したこと、また、合併に際し、一部事務組合が解散され、これらの一部事務組合の職員が合併市の職員となったことから、人件費が増加したことによるものと考えられる。

義務的経費比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	244,573,478	262,315,414	7.25
	町	26,197,443	25,876,824	▲ 1.22
	計	270,770,921	288,192,238	6.43
未合併 団体	市	27,448,520	25,945,804	▲ 5.47
	町村	66,129,648	63,368,007	▲ 4.18
	計	93,578,168	89,313,811	▲ 4.56
合計		364,349,089	377,506,049	3.61

## i 人件費

人件費については、行財政改革の取組が進み、全市町において定員管理や給与の見直しが行われたため、減少している。

合併市において1.5%の増となっているが、前述の職員増が影響している。なお、この経費については、合併前は一部事務組合への負担金(補助費等)として支出されており、合併市の補助費等の大幅な減少として反映されている。

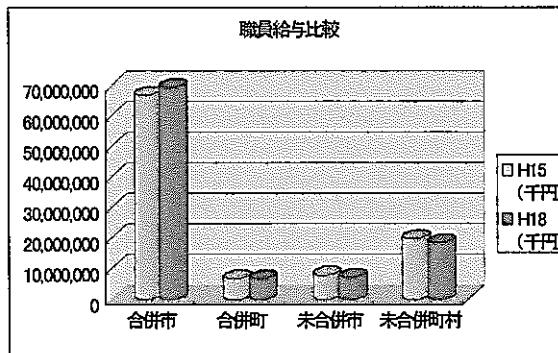
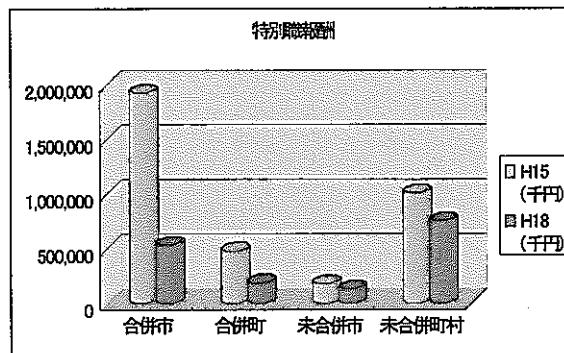
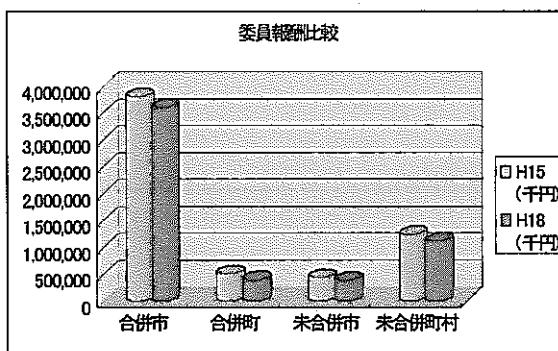
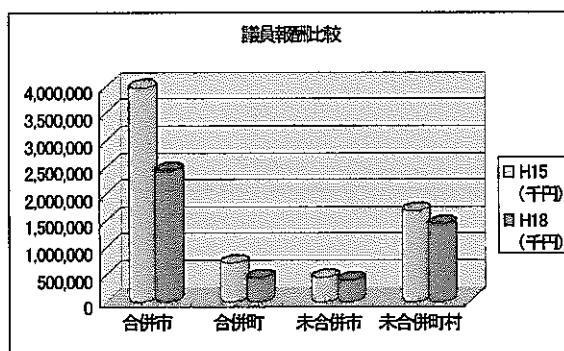
なお、各区分における人件費内訳については【参考資料3】(26頁)に示した。

人件費比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	96,909,833	98,368,078	1.50
	町	10,937,169	10,272,309	▲ 6.08
	計	107,847,002	108,640,387	0.74
未合併 団体	市	12,159,575	10,870,424	▲ 10.60
	町村	30,251,299	28,339,442	▲ 6.32
	計	42,410,874	39,209,866	▲ 7.55
合計		150,257,876	147,850,253	▲ 1.60

## ii 人件費の内訳

人件費のうち給与関係の内訳を見ると、合併団体においては議員報酬が40%近い減少、特別職報酬が合併市においては72%，合併町においては60%の減少と大幅に減少している。



### iii 扶助費

扶助費については、福祉サービス制度の充実等により、全市町で増加しているが、先にも述べたとおり、特に合併市の増加が大きく、20%増となっている。

扶助費比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	73,147,859	88,575,681	21.09
	町	4,440,516	4,865,243	9.56
	計	77,588,375	93,440,924	20.43
未合併 団体	市	6,912,248	7,275,462	5.25
	町村	9,590,148	10,138,416	5.72
	計	16,502,396	17,413,878	5.52
合計		94,090,771	110,854,802	17.82

### エ 投資的経費

投資的経費については、全市町において減少しているが、未合併団体は4分の1以上の減少となっているものの、合併団体は1割程度の減少にとどまっており、合併後のまちづくり等のための投資が影響しているものと考えられる。

投資的経費比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	126,704,439	113,438,374	▲ 10.47
	町	15,652,346	13,926,526	▲ 11.03
	計	142,356,785	127,364,900	▲ 10.53
未合併 団体	市	10,593,383	7,562,185	▲ 28.61
	町村	41,742,396	30,758,673	▲ 26.31
	計	52,335,779	38,320,858	▲ 26.78
合計		194,692,564	165,685,758	▲ 14.90

### i 普通建設費

投資的経費のうち普通建設事業費を見ると、未合併団体においては30%以上の大幅な減少であるが、合併市においては14%程度の減少にとどまっている。合併町については29%と大きく減少しているが、これは一部の団体において合併後の災害対応のため、まちづくりの事業実施が遅れたことが影響したものと考えられる。

普通建設事業費比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	125,454,388	107,858,047	▲ 14.03
	町	15,308,040	10,922,032	▲ 28.65
	計	140,762,428	118,780,079	▲ 15.62
未合併 団体	市	10,129,736	4,984,922	▲ 50.79
	町村	39,785,669	27,722,906	▲ 30.32
	計	49,915,405	32,707,828	▲ 34.47
合計		190,677,833	151,487,907	▲ 20.55

### オ その他の経費

その他経費については、全市町村において減少し、行財政改革等への取組の効果が反映されているものと考えられる。また、未合併団体の2.5%前後の減少に対し、合併市は9%以上、合併町は8%弱の大幅な減少となっているのは、合併前の市町村がそれぞれ負担していた事務経費等が市町村合併によって節減されたためと考えられる。

その他の経費比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	163,106,488	148,021,458	▲ 9.25
	町	18,320,950	16,896,272	▲ 7.78
	計	181,427,438	164,917,730	▲ 9.10
未合併 団体	市	15,344,279	14,980,758	▲ 2.37
	町村	46,278,887	45,120,907	▲ 2.50
	計	61,623,166	60,101,665	▲ 2.47
合計		243,050,604	225,019,395	▲ 7.42

### i 物件費

その他の経費のうち物件費についても、その他経費全体の傾向と同様、合併市の減少率が低くなっているが、これについても、人件費と同様、合併前的一部事務組合の事務を継承したためと考えられる。

物件費比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	54,805,959	53,529,856	▲ 2.33
	町	5,890,210	5,086,632	▲ 13.64
	計	60,696,169	58,616,488	▲ 3.43
未合併 団体	市	4,193,350	3,513,319	▲ 16.22
	町村	16,466,639	13,759,153	▲ 16.44
	計	20,659,989	17,272,472	▲ 16.40
合計		81,356,158	75,888,960	▲ 6.72

### ii 補助費等

その他経費のうち補助費等については、未合併団体については4%前後の減少にとどまっているが、合併団体においては25%前後と大きく減少している。これは先に述べた一部事務組合等への負担金等の減少が大きく反映されたものと考えられる。

補助費等比較

		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	39,200,569	28,651,028	▲ 26.91
	町	5,869,765	4,502,754	▲ 23.29
	計	45,070,334	33,153,782	▲ 26.44
未合併 団体	市	4,269,906	4,083,778	▲ 4.36
	町村	13,411,920	12,969,077	▲ 3.30
	計	17,681,826	17,052,855	▲ 3.56
合計		62,752,160	50,206,637	▲ 19.99

### ③ その他の指標等

経常収支比率を見ると、全体として高水準にある中、特に合併市において悪化しているが、これは歳出の項目で述べたとおり、解散した一部事務組合の職員が合併市の職員となり、人件費等が増加したためであると考えられる。

一方、合併団体、特に合併市においては財政力指数が大きく改善されており、市町村合併により財政基盤が強化されたものと考えられる。

なお、地方債残高は全体として約0.1%の減少、積立金残高は約20%の減少となっている。

H15		経常収支比率	実質収支比率	財政力指数	公債費比率	起債制限比率
合併 団体	市	90.2	5.5	0.29	16.5	11.3
	町	91.7	7.3	0.19	16.9	12.1
	計	90.7	6.1	0.25	16.7	11.6
未合併 団体	市	96.5	2.8	0.32	17.5	13.3
	町村	90.7	3.8	0.22	17.9	12.7
	計	91.6	3.6	0.24	17.8	12.8
合計		91.0	5.3	0.26	16.9	11.8
H18		経常収支比率	実質収支比率	財政力指数	公債費比率	起債制限比率
合併 団体	市	94.3	4.8	0.41	16.7	12.2
	町	94.7	4.9	0.24	17.3	13.5
	計	94.4	4.8	0.36	16.9	12.6
未合併 団体	市	96.8	3.3	0.34	16.9	13.7
	町村	94.6	3.6	0.24	16.7	13.8
	計	95.0	3.5	0.26	16.8	13.7
合計		94.8	4.0	0.30	16.8	13.3

地方債残高				積立金残高					
		H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)			H15 (千円)	H18 (千円)	(H18-H15)/H15 (%)
合併 団体	市	665,507,019	679,862,675	2.16	合併 団体	市	136,322,101	108,206,929	▲ 20.62
	町	84,998,183	84,231,482	▲ 0.90		町	14,083,319	11,462,015	▲ 18.61
	計	750,505,202	764,094,157	1.81		計	150,405,420	119,668,944	▲ 20.44
未合併 団体	市	69,740,678	64,787,042	▲ 7.10	未合併 団体	市	6,401,238	5,805,893	▲ 9.30
	町村	217,197,576	207,253,739	▲ 4.58		町村	36,537,269	29,571,036	▲ 19.07
	計	286,938,254	272,040,781	▲ 5.19		計	42,938,507	35,376,929	▲ 17.61
合計		1,037,443,456	1,036,134,938	▲ 0.13	合計		193,343,927	155,045,873	▲ 19.81

## 【参考資料1】

(単位:千円)

H15歳入		自主財源						計
		地方税	分担金及び 負担金	使用料及び 手数料	繰入金	繰越金	その他	
合併 団体	市	133,630,488	5,829,602	14,789,249	24,558,314	14,812,055	12,726,631	206,346,339
	町	6,144,596	990,004	997,645	4,378,854	1,690,412	929,511	15,131,022
	計	139,775,084	6,819,606	15,786,894	28,937,168	16,502,467	13,656,142	221,477,361
未合併 団体	市	8,388,158	628,409	668,513	1,793,414	790,537	1,389,113	13,658,144
	町村	19,188,969	1,380,309	3,438,995	6,040,322	2,876,762	3,156,862	36,082,219
	計	27,577,127	2,008,718	4,107,508	7,833,736	3,667,299	4,545,975	49,740,363
合計		167,352,211	8,828,324	19,894,402	36,770,904	20,169,766	18,202,117	271,217,724
構成割合		20.22%	1.07%	2.40%	4.44%	2.44%	2.20%	32.77%
依存財源								合計
地方交付税	地方譲与税	地方消費税 交付金	国庫及び 県支出金	地方債	その他			
151,233,891	6,521,441	11,668,172	96,064,944	72,404,159	8,448,607	346,341,214	552,687,553	
25,997,314	772,712	758,534	9,680,801	10,062,400	481,021	47,752,782	62,883,804	
177,231,205	7,294,153	12,426,706	105,745,745	82,466,559	8,929,628	394,093,996	615,571,357	
21,065,438	786,529	965,024	10,039,051	7,088,948	624,163	40,569,153	54,227,297	
62,862,409	2,051,011	2,100,958	29,767,368	23,397,140	1,512,122	121,691,008	157,773,227	
83,927,847	2,837,540	3,065,982	39,806,419	30,486,088	2,136,285	162,260,161	212,000,524	
261,159,052	10,131,693	15,492,688	145,552,164	112,952,647	11,065,913	556,354,157	827,571,881	
31.56%	1.22%	1.87%	17.59%	13.65%	1.34%	67.23%	100.00%	
H18歳入		自主財源						合計
		地方税	分担金及び 負担金	使用料及び 手数料	繰入金	繰越金	その他	
合併 団体	市	141,693,788	5,263,440	14,760,334	19,695,616	16,957,226	8,557,093	206,927,497
	町	6,513,580	739,302	868,116	2,253,474	1,390,610	1,221,889	12,986,971
	計	148,207,368	6,002,742	15,628,450	21,949,090	18,347,836	9,778,982	219,914,468
未合併 団体	市	8,610,700	616,930	767,017	1,596,955	913,883	1,527,475	14,032,960
	町村	20,279,622	1,377,349	3,239,704	5,702,812	2,432,964	3,532,783	36,565,234
	計	28,890,322	1,994,279	4,006,721	7,299,767	3,346,847	5,060,258	50,598,194
合計		177,097,690	7,997,021	19,635,171	29,248,857	21,694,683	14,839,240	270,512,662
構成割合		22.36%	1.01%	2.48%	3.69%	2.74%	1.87%	34.16%
依存財源								合計
地方交付税	地方譲与税	地方消費税 交付金	国庫及び 県支出金	地方債	その他			
143,722,459	14,982,539	12,190,872	98,220,950	57,227,200	7,454,011	333,798,031	540,725,528	
25,557,760	1,305,701	783,391	10,365,306	7,065,850	441,525	45,519,533	58,506,504	
169,280,219	16,288,240	12,974,263	108,586,256	64,293,050	7,895,536	379,317,564	599,232,032	
20,049,487	1,489,917	999,815	8,355,514	4,108,489	531,822	35,535,044	49,568,004	
60,251,787	3,722,759	2,187,398	21,865,007	17,197,581	1,350,648	106,575,180	143,140,414	
80,301,274	5,212,676	3,187,213	30,220,521	21,306,070	1,882,470	142,110,224	192,708,418	
249,581,493	21,500,916	16,161,476	138,806,777	85,599,120	9,778,006	521,427,788	791,940,450	
31.52%	2.71%	2.04%	17.53%	10.81%	1.23%	65.84%	100.00%	
H15-H18		自主財源						合計
		地方税	分担金及び 負担金	使用料及び 手数料	繰入金	繰越金	その他	
合併 団体	市	8,063,300	▲ 566,162	▲ 28,915	▲ 4,862,698	2,145,171	▲ 4,169,538	581,158
	町	368,984	▲ 250,702	▲ 129,529	▲ 2,125,380	▲ 299,802	292,378	▲ 2,144,051
	計	8,432,284	▲ 816,864	▲ 158,444	▲ 6,988,078	1,845,369	▲ 3,877,160	▲ 1,562,893
未合併 団体	市	222,542	▲ 11,479	98,504	▲ 196,459	123,346	138,362	374,816
	町村	1,090,653	▲ 2,960	▲ 199,291	▲ 337,510	▲ 443,798	375,921	483,015
	計	1,313,195	▲ 14,439	▲ 100,787	▲ 533,969	▲ 320,452	514,283	857,831
合計		9,745,479	▲ 831,303	▲ 259,231	▲ 7,522,047	1,524,917	▲ 3,362,877	▲ 705,062
依存財源								合計
地方交付税	地方譲与税	地方消費税 交付金	国庫及び 県支出金	地方債	その他			
▲ 7,511,432	8,461,098	522,700	2,156,006	▲ 15,176,959	▲ 994,596	▲ 12,543,183	▲ 11,962,025	
▲ 439,554	532,989	24,857	684,505	▲ 2,996,550	▲ 39,496	▲ 2,233,249	▲ 4,377,300	
▲ 7,950,986	8,994,087	547,557	2,840,511	▲ 18,173,509	▲ 1,034,092	▲ 14,776,432	▲ 16,339,325	
▲ 1,015,951	703,388	34,791	▲ 1,683,537	▲ 2,980,459	▲ 92,341	▲ 5,034,109	▲ 4,659,293	
▲ 2,610,622	1,671,748	86,440	▲ 7,902,361	▲ 6,199,559	▲ 161,474	▲ 15,115,828	▲ 14,632,813	
▲ 3,626,573	2,375,136	121,231	▲ 9,585,898	▲ 9,180,018	▲ 253,815	▲ 20,149,937	▲ 19,292,106	
▲ 11,577,559	11,369,223	668,788	▲ 6,745,387	▲ 27,353,527	▲ 1,287,907	▲ 34,926,369	▲ 35,631,431	

H15歳出		義務的経費			投資的経費			その他の経費			合計							
		人件費	扶助費	公債費	計	補助事業費	単独事業費	その他	計	物件費	補助費等	積立金	貸付金	損出金	その他	計		
市	96,009,833	73,147,859	74,515,786	244,573,478	39,883,608	78,755,123	6,815,657	125,454,388	1,250,051	126,704,439	54,805,959	39,200,569	17,622,103	1,601,298	43,241,863	6,634,686	163,106,468	
合併 固本 町	10,937,169	4,440,516	10,819,758	26,197,443	4,697,598	8,145,010	2,465,432	15,308,040	344,306	15,652,346	5,890,210	5,899,765	1,088,234	206,667	4,864,819	40,1255	60,170,739	
計	107,847,002	77,588,375	85,335,544	270,770,521	44,581,206	86,900,133	9,281,089	140,702,428	1,554,357	142,354,785	60,896,189	45,070,334	18,710,337	1,807,985	48,108,682	7,035,951	181,427,438	
市	121,159,575	6,912,248	8,376,697	27,448,520	5,067,576	4,361,103	701,052	10,129,736	483,647	10,583,383	4,193,350	4,269,906	1,175,795	541,073	4,772,459	391,886	15,344,279	
合併 固本 町村	30,251,299	9,590,148	26,288,201	66,129,648	20,100,384	17,254,357	2,430,918	39,765,669	1,956,727	41,742,396	16,466,639	13,411,920	3,695,104	338,277	11,272,196	1,094,751	46,278,887	
計	42,410,874	16,502,306	34,664,888	85,576,668	25,187,970	21,615,465	3,131,970	49,915,405	2,440,374	32,335,778	20,656,989	17,681,826	4,870,999	879,350	16,044,655	1,486,447	61,623,166	
合計	150,257,876	94,080,771	120,000,442	364,349,089	69,749,176	108,515,598	12,413,059	190,677,833	4,014,731	194,692,564	81,356,158	62,752,180	29,581,236	2,687,315	64,151,337	8,522,398	243,050,604	802,092,257
構成割合	18.73%	11.73%	14.96%	45.45%	8.70%	13.63%	1.55%	23.77%	0.50%	24.27%	10.14%	7.82%	0.24%	8.00%	0.34%	30.30%	100.00%	
<b>H16歳出</b>																		
合併 固本 町	10,272,309	4,365,243	10,739,272	25,876,024	3,343,515	6,822,726	755,791	10,922,032	3,004,494	13,926,526	5,086,632	4,502,754	1,988,436	64,530	4,965,612	278,308	16,896,212	
計	108,040,387	93,440,924	86,110,927	288,192,238	32,805,280	10,803,937	5,570,862	118,780,079	8,554,821	127,364,900	58,616,488	33,153,782	16,089,425	953,753	49,666,225	6,438,052	164,917,730	
市	10,870,424	7,215,462	7,799,918	25,945,804	1,002,745	3,278,949	703,228	4,984,922	2,577,263	7,562,185	3,51,319	4,003,778	1,503,261	587,002	5,044,641	248,757	14,980,758	
合併 固本 町村	28,339,442	10,138,416	24,880,149	63,308,007	12,971,653	12,670,257	2,080,996	27,722,906	3,005,767	30,753,673	13,759,153	12,986,077	2,748,716	2,112,356	12,836,550	895,055	45,120,907	
計	39,209,866	17,413,878	32,680,057	88,313,811	13,974,398	5,949,206	2,784,224	32,707,828	5,613,030	38,320,858	17,22,472	17,032,855	4,25,977	2,899,358	17,681,191	1,143,812	60,101,665	
構成割合	147,850,253	110,854,802	118,800,984	377,506,049	58,579,678	86,553,143	8,355,086	151,487,907	14,197,851	165,685,758	75,888,980	50,208,637	20,341,402	3,663,116	67,347,416	7,581,864	225,019,395	
<b>H18-H15</b>																		
合併 固本 町	▲ 664,860	424,727	▲ 80,486	▲ 320,619	▲ 1,354,083	▲ 1,322,284	▲ 1,709,641	▲ 4,386,008	2,660,188	▲ 1,725,820	▲ 893,578	▲ 1,367,011	910,202	▲ 142,37	100,793	▲ 122,947	▲ 1,424,678	
計	▲ 793,385	15,852,549	775,383	17,421,317	▲ 1,975,926	▲ 16,296,196	▲ 3,710,227	▲ 21,982,349	6,980,464	▲ 14,991,885	▲ 2,078,681	▲ 11,916,552	▲ 854,207	1,668,643	▲ 597,899	▲ 16,508,708	▲ 14,080,276	
市	▲ 1,289,151	363,214	▲ 576,779	▲ 1,502,716	▲ 4,064,831	▲ 1,082,159	2,176	▲ 5,144,814	2,113,616	▲ 3,031,198	▲ 630,031	▲ 186,128	327,466	45,929	272,182	▲ 142,939	▲ 363,521	
合併 固本 町村	▲ 1,911,857	548,268	▲ 1,398,052	▲ 2,761,641	▲ 4,584,100	▲ 349,922	▲ 12,062,763	1,079,040	▲ 10,983,723	▲ 2,707,486	▲ 442,843	▲ 946,368	1,774,079	1,364,354	▲ 199,696	▲ 1,157,980	▲ 14,903,344	
計	▲ 3,201,008	911,482	▲ 1,914,831	▲ 4,284,357	▲ 11,193,572	▲ 5,660,259	▲ 347,746	▲ 17,207,577	3,192,656	▲ 14,014,921	▲ 3,337,517	▲ 628,971	▲ 618,922	1,820,006	1,636,536	▲ 342,635	▲ 1,521,501	
合計	▲ 2,407,623	16,764,031	▲ 1,199,448	13,156,960	▲ 621,843	▲ 14,973,912	▲ 2,000,586	▲ 17,596,341	4,330,276	▲ 1,276,103	▲ 10,549,541	▲ 3,531,114	▲ 712,070	1,458,750	▲ 474,952	▲ 15,085,030	▲ 10,609,159	

H15人件費		給与					退職金	その他	合計
		議員報酬	委員報酬	特別職報酬	職員給与	計			
合併 団体	市	3,976,126	3,813,803	1,928,878	66,662,097	76,380,904	7,273,715	13,255,214	96,909,833
	町	716,271	516,755	482,124	6,955,989	8,671,139	824,918	1,441,112	10,937,169
	計	4,692,397	4,330,558	2,411,002	73,618,086	85,052,043	8,098,633	14,696,326	107,847,002
未合併 団体	市	439,956	442,574	188,517	7,951,865	9,022,912	1,593,808	1,542,855	12,159,575
	町村	1,692,991	1,239,340	1,007,954	19,882,992	23,823,277	2,498,133	3,929,889	30,251,299
	計	2,132,947	1,681,914	1,196,471	27,834,857	32,846,189	4,091,941	5,472,744	42,410,874
合計		6,825,344	6,012,472	3,607,473	101,452,943	117,898,232	12,190,574	20,169,070	150,257,876
構成割合		4.54%	4.00%	2.40%	67.52%	78.46%	8.11%	13.42%	100.00%
H18人件費									
合併 団体	市	2,429,599	3,614,877	533,477	69,371,515	75,949,468	8,996,544	13,422,066	98,368,078
	町	441,402	400,752	191,211	6,907,341	7,940,706	952,083	1,379,520	10,272,309
	計	2,871,001	4,015,629	724,688	76,278,856	83,890,174	9,948,627	14,801,586	108,640,387
未合併 団体	市	403,127	380,069	139,360	7,104,604	8,027,160	1,414,714	1,428,550	10,870,424
	町村	1,436,128	1,116,915	752,394	18,482,472	21,787,909	2,802,697	3,748,836	28,339,442
	計	1,839,255	1,496,984	891,754	25,587,076	29,815,069	4,217,411	5,177,386	39,209,866
合計		4,710,256	5,512,613	1,616,442	101,865,932	113,705,243	14,166,038	19,978,972	147,850,253
構成割合		3.19%	3.73%	1.09%	68.90%	76.91%	9.58%	13.51%	100.00%
H18-H15									
合併 団体	市	-1,546,527	-198,926	-1,395,401	2,709,418	-431,436	1,722,829	166,852	1,458,245
	町	-274,869	-116,003	-290,913	-48,648	-730,433	127,165	-61,592	-664,860
	計	-1,821,396	-314,929	-1,686,314	2,660,770	-1,161,869	1,849,994	105,260	793,385
未合併 団体	市	-36,829	-62,505	-49,157	-847,261	-995,752	-179,094	-114,305	-1,289,151
	町村	-256,863	-122,425	-255,560	-1,400,520	-2,035,368	304,564	-181,053	-1,911,857
	計	-293,692	-184,930	-304,717	-2,247,781	-3,031,120	125,470	-295,358	-3,201,008
合計		-2,115,088	-499,859	-1,991,031	412,989	-4,192,989	1,975,464	-190,098	-2,407,623

## 4 合併に伴う課題と対応

### (1) 住民負担・サービスの調整

全ての合併市町における合併後の課題の1つとして、合併後に調整を行うこととした事務事業の調整がある。多い団体においては、2千を超える項目があつたが、その大半は合併年度及び翌年度までに調整がなされており、既にこれらの調整を全て終えたとしている市町もあるなど、おおむね順調に調整が進められているところである。

住民サービスについては、廃止されたものや新市町全体で実施するようになったもの、新市町において調整中のものがある。サービス全体としては一定の水準が確保されるよう、調整がなされているが、次のような事例について、調整に時間を要している。

#### 【調整に時間を使っている住民負担、サービスの主な事例】

鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公民館の設置について、整備にあたっては地域における拠点性や利便性、主要な行政機関の配置や連携なども十分配慮した上で、多くの市民に親しまれ、利用しやすい機能的な施設にしなければならないと考えている。 そのため、関係部局と十分に連携し、具体的な方向性やスケジュールなどについて、検討を進めているため。</li></ul>
さつま町	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会体育施設の使用料調整は見直し内容が複雑であり、類似施設等との調整が必要なため。</li></ul>
湧水町	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道料金については旧両町でほとんど差はなく、調整が困難というわけではないが、どちらの方式にするか、あるいは新しい方式にするか、というような議論があり、また、水道事業会計の財務状況を勘案する必要があることから、最終調整に至っていない。</li></ul>
霧島市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民への新たな負担を強いる使用料・手数料の見直しにあたっては、内部調整後、パブリックコメント等を行うなどして市民の意見を聞く必要があるため。</li><li>・ 下水道使用料は上水道料金と密接な関係があるため、水道部が行う上水道料金の調整状況を見ながら、水道料金の改正時期と併せて検討調整を行っているため。</li></ul>
南さつま市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道使用料金や集落排水施設使用料金の統一について、旧市町で差異があり、調整に時間を要している。</li></ul>
鹿屋市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上水道料金体系について、上水道計画を策定する必要があるため。</li></ul>
指宿市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業委員協力員制度については、農家への相談等のサービスの低下が無いか実態を把握する必要があるため、調整に時間を要する。</li><li>・ 水道料金について、旧市町間で、料金の設定方法に「口径別」「用途別」等の違いがあるため、調整に時間を要する。</li></ul>
志布志市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 文化会館使用料については、市内に類似施設が3つあるが、それぞれ建設時期や規模が異なるため。</li></ul>
出水市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者給食サービスについては、配送の一元化が容易でないこと及び地区ごとの調理員についての調整が必要なため。</li></ul>
長島町	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国保税の統一については、旧東町は水俣病患者が多く、医療費がかかることなどから、調整に時間を要している。</li></ul>

## (2) 行財政効率化に向けた取組

全ての合併市町において平成18年度までに集中改革プランが策定され、定員管理や民間委託等の推進、事務事業の再編・整理、廃止・統合等の徹底した行財政改革に取り組んでいるところである。

【合併後の行財政効率化の取組の主な事例】(調査時点：平成19年9月)

薩摩川内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の民間譲渡           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 養護老人ホーム和光園（平成19年4月）</li> <li>○ 川内保育園（平成20年4月予定）</li> <li>○ 公衆浴場（さざらし会館、平成19年7月）</li> </ul> </li> <li>・ 業務マニュアルの作成（平成18年度～）など</li> </ul>
鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画管理部門や全市的な取扱いが必要な部門を本庁に集約することにより、組織全体としての効率化が図られた。</li> <li>・ 消防団組織の再編を行い、組織管理の充実を図った。 合併後 72分団21班 → 再編 71分団15班</li> </ul>
さつま町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁・総合支所間で事務打合せや相互研修を行い、事務取扱の統一を図ると共に研修時など職員の不在時の応援態勢を整えた。</li> </ul>
湧水町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第一次湧水町行政改革大綱」並びにこれに基づく「推進計画」及び「実施計画」を策定し、住民との協働による新しい町政の創造にむけて取り組んでいる。</li> </ul>
錦江町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成20年4月に、旧大根占地区の4中学校を1校へ統合する予定（旧田代地区の2中は17年度に統合済）。</li> </ul>
南大隅町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年度に導入した公用車（軽自動車5台）については、総務課において集中管理を行い、運用の効率化を図っている。</li> <li>・ 旧佐多地区の温泉施設「さたでいや」は、20年度から廃止する予定。</li> </ul>
日置市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年9月から、指定管理者制度を22施設に導入し（合併前1施設を加えると23施設）、経費削減に取り組んでいる。</li> <li>・ 電算整備については、基本的な統合は合併前にはほぼ終了しており、合併後はGIS、福祉関係システムの整備、セキュリティ関係等、2次的な整備を行っている。</li> </ul>
曾於市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元へ配慮しながら、総合支所方式から本庁方式への段階的な移行による管理職の大幅削減など組織のスリム化を図っている。</li> </ul>
肝付町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設17施設中4施設に指定管理者制度を導入し、業務の効率化を図っている。</li> <li>・ 本庁舎の清掃を一部（トイレ）を除き毎日職員が実施し、清掃業務を全部委託から一部委託へ変更したこと、歳出削減を行っている。</li> </ul>
いちき串木野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年10月より、35施設に指定管理者制度を導入し、施設管理に係る経費の節減に努めている。</li> </ul>
霧島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年度までに、公の施設765施設中117施設に指定管理者制度が導入され、また、指定管理者同士の「連絡協議会」が設けられており、同種の施設間において、休館日をずらしたり、利用者を融通しあうなど、柔軟な対応が取られている。</li> </ul>
南さつま市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央図書館や分館をオンラインで結び、図書館運営を統一化、標準化したサービスを提供する。</li> </ul>
鹿屋市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間活力の導入や事務軽減等のために、公の施設に対する指定管理者制度を積極的に活用している。</li> </ul>
指宿市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理に関し、民間委託や指定管理制度の計画的な導入（12施設）を行っている。</li> <li>・ 合併直後に3庁舎で実施していた健診等を見直し、2庁舎に集約した。</li> </ul>

志布志市	・ 肥大化した組織の機構改革を進めていくという方針の下、事務事業や組織機構の見直しを行い、平成22年4月を目途に、合併当初の2／3となる27課室への統廃合を進めている。
出水市	・ 「組織機構改革方針」において、本庁と支所のあり方について抜本的に見直すこととしている。支所については、グループ制を導入するとともに業務範囲を見直し支所機能のスリム化を図った。
奄美市	・ 合併により発生した類似の補助金や、すでに目的が達成されている単独補助金等を見直すため、民間委員からなる「補助金等評価委員会」を設置し、一定の基準に基づいて評価を実施。
長島町	・ 課の配置は合併協議によるものとしているが、係の整理を行い、総務課の合併対策係の廃止、総合管理課の係統合及び事業推進課に景観係を新設した。

### 【集中改革プランに示された定員削減の状況】

(単位:人、%)

職員数		平成17年4月1日	平成22年4月1日 (目標)	削減数	削減率
合併 団体	市	14,593.00	13,281.00	-1,312.00	-8.99
	町	1,418.00	1,232.00	-186.00	-13.12
	計	16,011.00	14,513.00	-1,498.00	-9.36
未合併 団体	市	1,430.00	1,258.00	-172.00	-12.03
	町村	3,890.00	3,514.00	-376.00	-9.67
	計	5,320.00	4,772.00	-548.00	-10.30
合計・平均		21,331.00	19,285.00	-2,046.00	-9.59

※ 削減率の「合計・平均欄」は平均、その他は合計

### (3) 合併市町における住民意識の調査等

旧法下で合併した市町のほとんどで新市町の総合計画策定等のため、地域審議会、住民説明会の開催やアンケートの実施などの方法により、合併後の新市町の行政サービス等に関する住民意識調査が行われている。

その結果を見てみると、保健・医療の充実や高齢者・児童福祉の充実といった保健福祉の分野、ゴミ処理体制や防災・生活安全対策の充実といった生活環境の分野、学校教育や子育て支援などの教育文化の分野については、合併協議及び合併後における十分な調整がなされていることもあり、一定のサービス水準が確保され、住民の満足度も高い傾向にある。これらの住民の生活に直結する分野については、合併後の短期間に課題解決に向けた取組が着実に進められたものと考えられる。

一方、農林水産業、観光などの振興や雇用創出といった産業振興の分野については満足度が低く、行政への住民参画や効率的な行財政運営の分野については、住民の関心が薄いとともに、満足度も低い傾向にある。

今後はこれらの調査結果を踏まえ策定された新市町の総合計画や集中改革プランに基づき、これらの分野についても積極的に取り組まれることが期待される。

### 【合併市町における住民意識の調査等】

合併市町村名	調査時期	手法	対象	内容等
鹿児島市	H17.1～H19	意見聴取	旧町の住民自治組織の代表、各種団体代表、学識経験者等	各地域のまちづくりに関する意見・提言について、「まちづくり会議」で集約。
	H19.8～10	アンケート	20歳以上の鹿児島市民5,000人	総合計画に対する市民意識調査(アンケート調査)
鹿屋市	H19.10～11	住民説明会 パブ・コメ	全住民(20地区)	総合計画策定のための住民説明会及びパブリックコメント
出水市	H18.8～9	アンケート	無作為抽出した20才以上の住民3,000人	行政改革に関する市民アンケート調査
指宿市	H18.6	アンケート	無作為抽出した18才以上の住民2,000人	指宿市民まちづくりアンケート
薩摩川内市	H17.9～10	アンケート	無作為抽出した20才以上の住民3,000人	総合計画市民アンケート
日置市	H18.11～12	アンケート	無作為抽出した18才以上の住民2,000人	日置市主要施策等市民満足度調査(アンケート)
曾於市	H18.2	パブ・コメ	全住民	総合計画策定のためのパブリックコメント
霧島市	H19.8～9	意見聴取 パブ・コメ	全住民	総合計画策定のための地域審議会からの意見聴取及びパブリックコメント
いちき串木野市	H19.5～6	意見交換会	全住民(市長と語る会出席者)	いちき串木野市の各種施策に関する住民と市長の意見交換
南さつま市	H18.9～10	住民説明会	全住民(22小学校区)	南さつま市総合振興計画住民説明会
	H18.10～11	地域審議会	地域審議会委員	南さつま地域審議会
志布志市	H18	アンケート 審議会	全住民	振興計画策定のための振興計画審議会、ワークショップの開催及び市民アンケート調査の実施
奄美市	H16.8～9	住民説明会	全住民	合併前に市町村建設計画策定のための住民説明会を実施(新市の総合計画は今後策定予定)
さつま町	H17.6～	意見交換会	地域審議会委員	旧町ごとの課題について意見交換
	H17.9～11	住民懇談会	全住民	振興計画策定に向けての住民懇談会
長島町	H18.11	集落座談会	全住民	総合計画策定にあたっての集落座談会(小学校区)の開催
湧水町	H17～	地域審議会	地域審議会委員	総合計画、町の重要施策、合併時の未調整事項に関する諮詢
錦江町	H17.9～11	意見募集	全住民	総合計画策定のための広報誌による意見募集
南大隅町	H16	住民説明会 アンケート	全住民	合併前に市町村建設計画策定のための住民説明会及びアンケートを実施
肝付町	H18.5	住民説明会	全住民	総合振興計画策定のための住民説明会

## 【合併市町における住民意識の調査等の主な事例】

### I 鹿児島市

#### 1 調査の目的

合併後のまちづくり等の推進に関して協議する組織として、旧5町の区域ごとに「地域まちづくり会議」と、新市全体のまちづくりについて協議する「かごしままちづくり会議」を設置した。

#### 2 調査の方法

意見及び提言については、各会議の事務局においてとりまとめを行い、市の施策に関する事項については、関係部局において施策への反映について検討を行うとともに、当該意見等に係る検討結果等について各会議へ報告を行っている。

#### 3 調査結果

各年度末に、各年度の協議状況について、報告書及び検討状況一覧表として、とりまとめている。(H 17・18)

#### 4 住民への調査結果の公表状況

会議自体を公開で行うとともに、それぞれの会議が終了するごとに会議結果をホームページで公表している。また、会議記録は市政情報コーナー等で閲覧できる体制を取っている。

※平成19年度「総合計画に対する市民意識調査の実施について」として、20歳以上の鹿児島市民5,000人に対し、意識調査を実施し、その項目の一つとして、合併についても取り上げている。

#### ※新市まちづくり調査特別委員会

- ・合併後の新市のまちづくりに関する諸課題について、調査検討を行い、関係当局への意見反映を図るため、平成17年1月24日に設置され、約2年4ヶ月にわたって、各方面から調査検討が行われた。
- ・新市のまちづくりに関する状況等を踏まえ、合併協議会の協議対象項目で合併時までに残された敬老特別乗車証交付事業など5項目、合併協議会の協議対象項目で合併後に残された都市計画区域など39項目、合併施行後、調整方針と異なる取り扱いになった項目、地域まちづくり会議等の会議状況に関すること、合併施行後に生じた新たな課題に関すること、第四次総合計画基本計画等の改訂案及び同計画に基づき策定された実施計画などについて調査を行い、その都度課題を明確にする中で、意見反映が図られてきた。
- ・各方面にわたり総合的に調査検討を行い、関係当局の対応等について適宜適切な意見反映を図るなど、大きな役割を果たしてきたことところであり、合併後の新市のまちづくりに関する諸課題については一定の対応がなされている点を踏まえ、おおむね所期の目的は達成されたと判断されたことから、平成19年4月26日において調査を終了している。

## II 日置市

### 1 調査の目的

平成 18 年 3 月に策定された日置市行政改革大綱及び同年 6 月に策定された日置市行政改革大綱行動計画に基づき、満足度調査を実施し、その結果は施策等の見直しをはじめ今後実施される事務事業の選択や経営資源（予算）の配分に資することを目的とする。

### 2 調査の方法

地域別にコンピュータにより無作為に抽出した市民に自治会文書を通して施策、事業の満足度・重要度を検証した。

### 3 調査結果

改善要望度の高い施策として、市民サービス体制の充実、地域防犯対策の推進、企業の誘致・育成、医療体制の充実、商店街の活性化が上位にある。

特に、接遇の不満が多かったため、外部講師によるマナーアップ研修の実施、職員が交代で窓口対応にあたる総合案内員の配置を実施している。

### 4 住民への調査結果の公表状況

広報誌やホームページでの公表した。回収率が低いとの意見があった。

また、回答の中で「どちらともいえない。」が多く、市民の方々に判断しやすいような質問表の作成や事業自体の P R 不足もあると考えている。

## III 鹿屋市

### 1 調査の目的

鹿屋市総合計画の策定にあたり、市民が考えているまちの課題や夢、まちづくりへの意見を聴き、計画づくりの参考とするため、市民意識調査（アンケート）を実施した。

### 2 調査の方法

平成 19 年 1 月 15 日から平成 19 年 1 月 31 日の期間に、無作為に抽出した 16 歳以上の市民 3,000 人に市民意識調査票（鹿屋市の将来像、施策の満足度・重要度、住民参加のまちづくりなどに関する 16 設問）を郵送し、回収率約 33 % を回収し、集計を行った。

### 3 調査結果

全体的にみて、「市民生活」や「健康福祉」の分野については満足度が比較的高くなっている一方で、「産業振興」については重要性は高いものの満足度が低く、市民は「産業振興」に係る施策推進に関して、その緊急性を要望しているものと考えられる。

### 4 住民への調査結果の公表状況

ホームページで公表するとともに、総合計画審議会等における総合計画策定のための検討資料とした。

## 5 市町村合併への県の取組

### (1) 合併市町への支援

旧法下の合併市町においては、一定の合併効果が認識されてきており、これらの効果を生かした広域的なまちづくりや一体性の確立に向けた取組が積極的に進められていることが具現化してきていることが本調査で明らかとなった。県においては、新法下での合併市町を含め、これらの取組について市町村合併支援プランに基づき、引き続き、積極的な支援を行う必要がある。

### (2) 新法下における市町村合併の状況

本県においては、新法下において、平成18年3月に策定した「鹿児島県市町村合併推進構想」（以下「構想」という）に合併することが望ましい7つの組合せを示し、自主的な市町村合併を進めているところであり、これまでに2地区（5町）において市町村合併が実現し、また、1地区（1市1町）において今年11月に合併することが決定されているところであり、7地区中3地区において市町村合併に係る手続きが終了している。

更に、1地区（3町）において、任意合併協議会が設置され、新法の期限内の合併実現に向けた協議が進められており、法定協議会への移行や合併協議の着実な進展が期待されるところである。

他の3地区（1市7町）においては、合併協議に向けた具体的な取り組みは見られないところであるが、構想に基づき、限時法である新法の期限も見据え、地域の将来のあり方についてそれぞれの地域において住民も交えた真剣な検討がなされるとともに、その検討結果に沿って市町村合併の取組が進展することが期待される。

### (3) 市町村合併の推進

新法の期限も残り2年間となっており、市町村合併を実現するまでの標準的な協議期間を考慮すると、法定合併協議会の設置や協議再開について、速やかな判断が必要な時期であり、特に、構想に示した市町のうち、合併に至っていない市町に対し、意見交換などを通じた必要な助言等を引き続き行う必要がある。